

ご注意ください

最近の労働安全衛生法令の改正について 順次施行されていますので、確認をお願いします

□ 墜落制止用器具にかかる新しい構造規格

～ 旧構造規格の安全帯が使用可能なのは、2022(令和4)年1月1日までです ～

2019(平成31)年2月1日の労働安全衛生法令の改正により、高さ2メートル以上の個所で作業床及び手すり等の設置が困難な場所において作業を行う際に使用が義務付けられていた「安全帯」について、新たに「**墜落制止用器具**」に名称を改められ、**フルハーネス型**を使用することが原則となりました(一部例外あり)。

これに伴い、2019(平成31)年1月25日に墜落制止用器具にかかる新たな構造規格が告示され、旧構造規格に基づく安全帯を使用できるのは、**2022(令和4)年1月1日**までとされました。

2022(令和4)年1月2日以降は、旧構造規格に基づく安全帯の使用はできませんので、**新しい構造規格に基づく墜落制止用器具**を使用して下さい。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>



□ 「溶接ヒューム」が特定化学物質(第2類物質)に追加

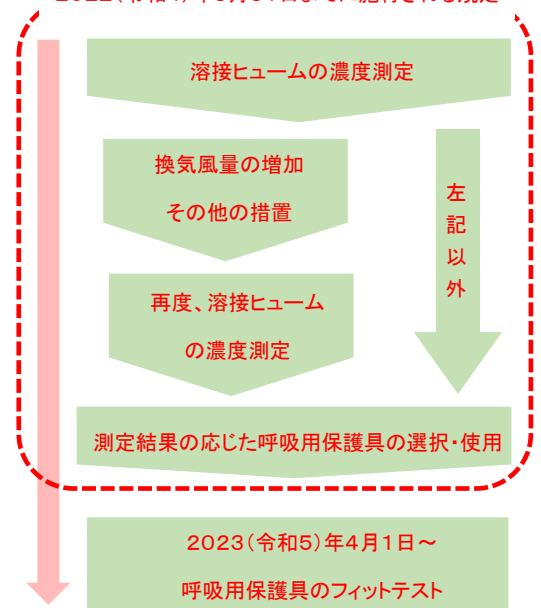
～ 2022(令和4)年3月31日までに溶接ヒュームの濃度測定を行う必要があります ～

金属アーク溶接等作業により発生する溶接ヒュームについて、2021(令和3)年4月1日施行の改正特定化学物質障害予防規則において「**特定化学物質(第2類物質)**」に加えられることとなりました。

これに伴い、継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場では、溶接ヒュームの濃度測定及び適切な呼吸用保護具の選択等を右図のとおり、順次進める必要があります。

また、溶接ヒュームの濃度測定等以外でも、**特定化学物質健康診断の実施(6月以内ごとに1回)**、**特定化学物質健康診断結果報告書の提出(実施後遅滞なく)**、**特定化学物質作業主任者の選任(特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから)**、

2022(令和4)年3月31日までに施行される規定



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長崎労働局

長崎労働基準監督署

休憩室の設置(作業場所以外に)、作業場所での喫煙・飲食の禁止、水洗等粉じんの飛散しない方法による毎日1回以上の掃除等の様々なばく露防止措置が必要となりますので、まだ措置を講じていない場合は、計画的に措置を進めて下さい。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



□ 建築物の解体・改修工事にかかる石綿対策の強化

～ 2022(令和4)年4月1日以降は、一定の解体・改修工事で調査結果の届出を ～

石綿(アスベスト)による健康障害の防止について、2021(令和3)年4月1日施行の改正石綿障害予防規則において、新たに**解体・改修工事前の調査の実施**が義務化されました。

これにより、2022(令和4)年4月1日以降は、一定規模以上の建築物・工作物の解体・改修工事を行おうとするときは、石綿の有無に関係なく、電子届(スマートフォンでも可)により、事前調査の結果等を届け出なければなりません。

また、調査結果の届出以外でも、**事前調査を行う資格の新設**(2023(令和5)年10月1日施行)、**石綿含有仕上塗材**を電動工具(ディスクグラインダー、ディスクサンダー)で除去する際の作業場所の隔離、写真等による**作業の実施状況の記録**(3年間保存)等が順次施行されていますので、計画的な対応をお願いします。

- 届出が必要な工事
- ① 解体工事部分の床面積の合計が**80㎡以上**の建築物の**解体工事**
 - ② 請負金額が**100万円以上**である建築物の**改修工事**
 - ③ 請負金額が**100万円以上**である**特定の工作物**の解体・改修工事



改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/>

[koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html)



【 お問い合わせ先 】

長崎労働基準監督署 安全衛生課

所在地 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階

電話 095-846-6392